

第 24 号議案

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例の件

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例

神戸市船舶給水条例(昭和36年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
給水の種別	料金	給水の種別	料金
運搬給水	1 外航船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>18,450円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに	運搬給水	1 外航船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>17,700円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに

	<p>つき <u>615円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 基本料</p> <p>ア 水量30立方メートルまで <u>20,295円</u></p> <p>イ 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>676円50銭</u></p> <p>(2) [略]</p>		<p>つき <u>590円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 基本料</p> <p>ア 水量30立方メートルまで <u>19,470円</u></p> <p>イ 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>649円</u></p> <p>(2) [略]</p>
一般岸壁給水	<p>1 外航船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(ア) 水量30立方メートルまで <u>18,450円</u></p> <p>(イ) 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>615円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 第4条の2第2項の</p>	一般岸壁給水	<p>1 外航船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(ア) 水量30立方メートルまで <u>17,700円</u></p> <p>(イ) 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>590円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 第4条の2第2項の</p>

	承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>515円</u>		承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>490円</u>
	2 1以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1隻1回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量30立方メートルまで <u>20,295円</u> (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>676円50銭</u> イ [略] (2) 第4条の2第2項の承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>566円50銭</u>		2 1以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1隻1回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量30立方メートルまで <u>19,470円</u> (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>649円</u> イ [略] (2) 第4条の2第2項の承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>539円</u>
特定岸壁給水	1 外航船舶 (1) 1月につき水量30立方メートルまで <u>17,250円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに	特定岸壁給水	1 外航船舶 (1) 1月につき水量30立方メートルまで <u>16,500円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに

	つき <u>575円</u>		つき <u>550円</u>
	2 1以外の船舶		2 1以外の船舶
	(1) 1月につき水量30立方メートルまで		(1) 1月につき水量30立方メートルまで
	<u>18,975円</u>		<u>18,150円</u>
	(2) 水量30立方メートルを超える分		(2) 水量30立方メートルを超える分
	水量1立方メートルにつき <u>632円50銭</u>		水量1立方メートルにつき <u>605円</u>
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき <u>467円50銭</u>	自動販売機給水	水量1立方メートルにつき <u>440円</u>
自用船舶給水	1 外航船舶 水量1立方メートルにつき <u>375円</u>	自用船舶給水	1 外航船舶 水量1立方メートルにつき <u>350円</u>
	2 1以外の船舶 水量1立方メートルにつき <u>412円50銭</u>		2 1以外の船舶 水量1立方メートルにつき <u>385円</u>
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

理 由

船舶給水料金の改定に伴い、条例を改正する必要があるため。